

紛争処理パネル裁定

株式会社東芝 (Toshiba Corporation) 対 Yasutaka Sakatani, Rakko, Inc.
事件番号 D2025-2036

1. 紛争当事者

申立人は、株式会社東芝 (Toshiba Corporation) であり、その住所地は日本国である。申立人の代理人は、Hogan Lovells Horitsu Jimusho Gaikokuho Kyodo Jigyo であり、その住所地は日本国である。

被申立人は、Yasutaka Sakatani, Rakko, Inc. であり、その住所地は日本国である。

2. ドメイン名および登録機関

紛争の対象であるドメイン名: <toshiba-sigma.com>

本件ドメイン名の登録機関: GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.com

3. 手続の経過

本件申立書は、2025年5月22日にWIPO仲裁調停センター(以下「センター」)へ提出された。センターは2025年5月23日にメールにより本件ドメイン名の登録確認を登録機関GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.comに要請した。2025年6月5日にGMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.comはメールによりセンターへ登録確認の返答をし、申立書に記載された被申立人(Whois Privacy Protection Service by onamae.com)および連絡先細目と異なる情報を当該ドメイン名の登録者として公開した。センターは申立人へ2025年6月5日に登録機関により公開されたドメイン名登録者および連絡先細目を通知した。それに伴い、申立人は申立書を訂正できると案内された。申立人は申立書の補正書を2025年6月9日、2025年6月11日にセンターへ提出した。

センターは申立書および補正書が統一ドメイン名紛争処理方針(以下「処理方針」)、統一ドメイン名紛争処理方針手続規則(以下、「手続規則」)およびWIPO統一ドメイン名紛争処理方針補則(以下、「補則」)における方式要件を充足していることを確認した。

手続規則第2条および第4条に従い、センターは本件申立を被申立人に通知し、2025年6月11日に紛争処理手続が開始された。手続規則第5条に従い、答弁書の提出期限は2025年7月1日であった。センターは2025年7月2日に被申立人の懈怠に関する通知を両当事者に送りました。

センターは、Masato Dogauchiを単独のパネリストとして本件について2025年7月4日に指名した。紛争処理パネルは、同パネルが正当に構成されたことを確認した。手続規則第7条の要請に従い、紛争処理パネルはセンターへ承諾書および公平と独立に関する宣言を提出した。

4. 背景となる事実

申立人は、その起源を 1875 年まで遡ることができる長い歴史を有する日本法人であり、世界的に著名な総合電機メーカーであることは公知の事実である。

申立人は、少なくとも以下の東芝又は TOSHIBA の商標を有している。

- 日本商標「東芝」:0320259 号、1939 年 8 月 22 日登録;
- 日本商標「TOSHIBA」:0392587 号、1950 年 10 月 7 日登録;
- 日本防護商標「TOSHIBA」:0002657342 号、2008 年 12 月 5 日登録。

本件ドメイン名は 2024 年 11 月 9 日に登録機関に登録され、その登録契約の言語は日本語であった。また、本件ドメイン名により表示される画面には、オンラインカジノの全般的な解説、攻略法の記載のほか、オンラインカジノの会員登録の画面に飛ぶバナーが設定されている。

5. 当事者の主張

A. 申立人

申立人は、処理方針が本件ドメイン名の移転のために要求する 3 つの要件のすべてを満たしていると主張している。

B. 被申立人

被申立人は、申立人の主張に対して何ら答弁してない。

6. 審理および事実認定

手続規則第 15 条(a)項によれば、「パネルによる申し立ての裁定は、ポリシー、手続規則、および適用可能と判断した法の規則や原則に従い提出された、陳述と文書に基づくものとします。」とされている。本件では、被申立人は答弁書を提出していないので、適法に提出されている申立書に基づいて認定される事実を前提に判断する。

処理方針第 4 段(a)項によれば、申立人は以下の 3 つの要件のすべてを立証しなければならない。

「(i) あなたのドメイン名が、申立人が権利を有する商標または役務商標(サービスマーク)と、同一または混同を引き起こすほどに類似しており; かつ

(ii) あなたが、そのドメイン名についての権利または正当な利益を有しておらず; かつ

(iii) あなたのドメイン名が悪意で、登録かつ使用されていること。」

A. 同一または混同を引き起こすほどに類似していること

混同を引き起こすほどの類似性のテストは、申立人の商標と本件ドメイン名とを合理的かつ直接的な比較によって判断されるべきである。WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions, Third Edition, ([“WIPO Overview 3.0”](#)), section 1.7 参照。

4 記載の通り、申立人は TOSHIBA の商標を所有している。

本件ドメイン名は、申立人の TOSHIBA の商標と同一の文言を完全に含んでいる。「-sigma」という文字は本件ドメイン名の中に含まれる申立人の商標を認識することを何ら妨げるものではない。[WIPO Overview 3.0, section 1.8](#) 参照。また、「.com」という gTLD(一般トップレベルドメイン)は、混同を引き起こすほどの類似性の要件の判断においては無視してよいものである。[WIPO Overview 3.0, section 1.11.1](#) 参照。

したがって、本紛争処理パネルは、本件ドメイン名は申立人が有する商標と混同を引き起こすほど類似しており、処理方針第4段(a)項(i)の要件は具備されていると判断する。

B. 権利または正当な利益を有していないこと

申立人は、申立人と被申立人とは一切関係性も関連性もなく、申立人は被申立人に TOSHIBA の商標の使用許諾をしていない旨主張している。また、申立人は、本件ドメイン名は、かつて申立人のグループ会社のひとつが教育事業関連サービスのために利用していたものと同一であり、さらに、その後、一時期、他のグループ会社のホームページの URL として使用されていたと主張している。処理方針によれば、すべての要件の証明責任は申立人にあるが、被申立人は上記の申立人の主張に対して反論する答弁書を提出しておらず、かつ、申立人の主張に不自然なところはないことから、被申立人が権利または正当な利益を有していないことを申立人は反証不能ほどに立証したと認める。[WIPO Overview 3.0, section 2.1](#) 参照。

さらに、本件ドメイン名により表示される画面には、オンラインカジノの解説、攻略法の記載のほか、オンラインカジノの会員登録の画面に飛ぶバナーが設定されており、本件ドメイン名は物品やサービスを適正な提供のために使用してきたとは言えない。ゆえに、被申立人は本件ドメイン名に対して何らかの権利又は正当な利益を有しているとは言えない。

さらに、TOSHIBA 商標を完全に含み、これに「sigma」という文言を組み合わせた本件ドメイン名の構成は、特に本件ドメイン名がかつて東芝シグマコンサルティング株式会社のウェブページのドメイン名として使用されていたことに着目すれば、申立人の関係を黙示的に示すリスクがある。[WIPO Overview 3.0, section 2.5.1](#) 参照。被申立人が本件ドメイン名について正当な利益を有しているとは認められない。

したがって、本紛争処理パネルは、被申立人は本件ドメイン名についての権利または正当な利益を有しているとは言えず、処理方針第4段(a)項(ii)の要件は具備されていると判断する。

C. 悪意で、登録かつ使用されていること

申立人は、多くの TOSHIBA 商標を有し、社名の一部である TOSHIBA という名称は著名であったと主張しているのに対して、被申立人は答弁書を提出しておらず、かつ、申立人の主張に不自然なところはないことから、本紛争処理パネルは、申立人の主張をその通り認める。したがって、TOSHIBA 商標が独特の文言でありかつ著名であることに鑑みると、本紛争処理パネルは、被申立人は、本件ドメイン名が登録された 2024 年 11 月 9 日の時点で、本件ドメイン名の登録時に申立人の商標を知らなかったか、または知るべきであったとは言えないという蓋然性はほぼないと言ってよいと判断する。[WIPO Overview 3.0, section 3.2.2](#) 参照。

他方、被申立人は本件ドメイン名を用いて、正当な利益を有する行為をしていないとは認められず、また、本件ドメイン名により表示されるウェブサイトには、インターネット利用者をオンラインカジノの会員登録のページに導くバナーが表示されている。したがって、本紛争処理パネルは、被申立人は商業的な利益を得るために、申立人の TOSHIBA 商標と混同を引き起こすほどの類似の本件ドメイン名を登録し、インターネット利用者を被申立人のウェブサイト又は他のウェブサイトへ引き付けることを意図的に試みていると判断する。ゆえに、本紛争処理パネルは、方針第4段(b)(iv)に従い、被申立人は本ドメイン名を悪意の目的で使用していると判断する。[WIPO Overview 3.0, section 3.4](#) 参照。

したがって、本紛争処理パネルは、本件ドメイン名は悪意で、登録かつ使用されており、処理方針第4段(a)項(iii)の要件は具備されていると判断する。

7. 裁定

以上の理由により、処理方針第 4 条(i)項および手続規則第 15 条に従い、本紛争処理パネルは当該ドメイン名 <toshiba-sigma.com>を申立人へ移転することを命じる。

/Masato Dogauchi/

Masato Dogauchi

単独パネリスト

日付: 2025 年 7 月 14 日